

◎新潟県告示第1143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成29年10月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
長谷川 辰成（柔道 整復）	成接骨院	長岡市来迎寺甲2583-1	平成29年4月14日
桑原 達也（あん摩 ・マッサージ）	在宅訪問マッサージこはる	長岡市曲新町695-8 グリー ンコート202	平成29年7月26日
新村 泰雄（はり・ きゅう）	はりきゅう明寿院	胎内市若松町10-15	平成29年9月14日
秋山 堅治（あん摩 ・マッサージ、はり ・きゅう）	秋山治療院	上越市西城町2丁目3-30	平成29年8月31日